

# 公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612）あてにお願いします。  
注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報＞お知らせ＞「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（[http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410\\_01.html](http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html)）を参照願います。

2013年10月30日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役  
理事 小寺 清

## 【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

## 【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいたから2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

## 【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

([http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku\\_0701.html](http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html))

- ( 1 ) 公表の対象となる契約相手方 ( 共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。 )  
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。  
ア . 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等 ( 注 ) として再就職していること  
注 ) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。  
イ . 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること
- ( 2 ) 公表する情報  
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。  
ア . 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名  
イ . 契約相手方の直近 3 カ年の財務諸表における当機構との取引高  
ウ . 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合  
エ . 一者応札又は応募である場合はその旨
- ( 3 ) 当機構の役職員経験者の有無の確認日  
当該契約の締結日とします。
- ( 4 ) 情報の提供  
契約締結日から 1 ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号： 1 国名：インドネシア 担当：東南アジア・大洋州部  
案件名：ジャカルタ特別州下水道整備事業に係る補完調査

1 契約予定期間：2014年1月上旬～2014年10月下旬

2 参加要件

海外における下水道事業に係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。

3 参加資格のない社等

特になし。

4 今後の選定プロセス（予定）

(1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2013年11月13日から2013年11月15日17：00まで  
受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。

依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）

(2) 業務指示書等ダウンロード期間：2013年11月13日から2013年11月18日23：59まで  
上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。

(3) プロポーザル提出：2013年11月29日12：00まで

プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。

(4) 選定結果通知：12月中旬

(5) 契約交渉：12月中旬～12月下旬

5 業務の目的

インドネシア共和国における下水道普及率は2％程度であり、ASEAN周辺各国に比して、下水道整備の遅れが際立っている（フィリピン7％、ベトナム14％、タイ34％、マレーシア38％）。首都ジャカルタでも下水道普及率は2％程度と低く、経済成長に伴う急速な都市化の結果、水環境問題が深刻化しており、公共水域の水質汚染に起因する環境問題や健康被害等に対応すべく、下水道整備が急務となっている。

インドネシア共和国政府は2010-2014年の「インドネシア中期国家開発計画」において、下水道整備は環境・衛生・洪水対策に資する重要課題とされている。ジャカルタ特別州は、JICAによるジャカルタ汚水管理マスタープラン見直し等への協力を通じ、2020年、2030年、2050年を短期、中期、長期の目標年次として15の処理区域を整備する計画を有しており、州中心部の第1処理区及びそれに隣接する第6処理区を短期計画の優先対象としている。加えて2012年10月に日インドネシア両国政府間で承認された「ジャカルタ首都圏投資促進特別地域（MPA）」マスタープランでは、特に第1処理区を対象とする「ジャカルタ特別州下水道整備事業」（以下「本事業」という）は、両国の官民が連携して取り組む「フラッグシッププロジェクト」の一つに位置付けられている。本事業に係る協力準備調査（「ジャカルタ特別州下水処理場整備事業準備調査（PPPインフラ事業）」）は2013年3月に完了しており、同9月にはインドネシア政府より本事業にかかるE/S借款の正式要請が提出された。

本事業に関連し、ジャカルタ特別州（DKI）での下水道整備の緊急性・重要性に鑑み、第1処理区の一部下水管渠の整備をパイロット・プロジェクトとしてインドネシア政府の予算で先行実施することで2012年11月に公共事業省（PU）大臣とDKI知事が合意しており、JICAにはパイロット・プロジェクトの着工準備に係る技術的な支援が求められている。さらに、DKIは本事業の下水処理場の建設候補地の妥当性の確認のために、当該候補地について早急に追加情報収集する必要が生じている。これらへの支援は、事業全体の実施に資することから本補完調査にて対応することとする。尚、本補完調査は以下2つの目的をもって実施する。

(1) 2014年第3四半期着工予定のインドネシア政府による一部下水管渠の新設工事（パイロット・プロジェクト）の着工までの準備支援

(2) 下水処理場（WWTP）建設候補地の妥当性の確認

6 業務の範囲及び内容

1. 業務対象地域

ジャカルタ特別州第1処理区

2. 相手国対象機関

公共事業省居住総局、ジャカルタ特別州開発企画局

3. 業務内容

(1) DKIが実施する以下の下水管渠のパイロット・プロジェクトの着工までの準備支援

パイロット・プロジェクトのサイトの特定（1Km程度を想定）

パイロット・プロジェクトの詳細設計（D/D）の実施支援

ジャカルタ特別州における下水道工事の施工のために必要な情報の収集

ジャカルタ特別州内の既存排水・下水管渠（インターセプター利用箇所）の状況調査、改善提案  
パイロット・プロジェクトにおける国際・国内競争入札の事前資格審査（P/Q）と入札図書の作成支援  
パイロット・プロジェクトのP/Q、入札、入札評価支援  
推進工法の理解促進のため、ジャカルタと日本でのセミナー・ワークショップの実施

(2) WWTPの建設候補地の妥当性の確認

候補地の土地所有権と境界線の調査

WWTP建設に伴う住民移転規模の調査

重要な環境社会影響項目の予測・評価及び緩和策、モニタリング計画案の作成支援

7 成果品等

インセプションレポート : 2014年1月中旬

インテリムレポート : 2014年4月下旬

ドラフトファイナルレポート : 2014年7月上旬

ファイナルレポート : 2014年9月上旬

8 主要な分野及び評価対象予定者

(1) 総括/下水管渠計画（評価対象予定者）

(2) コスト抑制型下水管渠整備計画/研修計画（評価対象予定者）

(3) 推進工法事業計画/調達計画

(4) 積算/入札図書作成支援

(5) 下水処理施設計画

(6) 環境社会配慮

9 特記事項

・共同企業体の結成を認める予定

・2013年3月に協力準備調査実施済み（「ジャカルタ特別州下水処理場整備事業準備調査（PPPインフラ持病）」）

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合もあります。